

(4) 放置自転車対策

- ① 放置自転車等の対策
- ② 自転車駐車場整備

(5) あき地・空き家の環境保全

あき地に雑草等が繁茂し放置されると、火災や犯罪の発生原因となってしまうことはもちろんのこと、清潔な生活環境も保持することができません。

市では、昭和44年12月25日に「朝霞市あき地の環境保全に関する条例」を制定し、管理不良な状態にあるあき地の所有者、管理者に対して、あき地が不良状態にならないよう指導しています。

雑草の処理については、所有者自身が行うことが原則のため、市ではあき地に繁茂する雑草を除去する際の肩掛式刈払機を無料で貸出しています。なお、人手不足や遠距離にお住まいの場合など、処理できない場合もあるので、委託料を納入された所有者に対しては、市で業者委託を行い、雑草の除去を行っています。

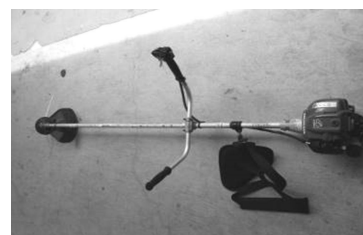
あき地と同様に、空き家等についても適切な管理が行われていない場合、防災や衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがありますので、「朝霞市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、空き家等の所有者、管理者に対して、適正な管理をするよう助言しています。

【あき地に係る対象箇所数・対応済件数】

年度	対象箇所数	対応済延べ件数 (うち市委託件数)
令和7年度	32	22 (0)
令和6年度	27	35 (0)
令和5年度	23	20 (0)

刈払機の貸出し

市では、あき地に繁茂する雑草を除去するため、肩掛式刈払機を無料で貸出ししています。なお、台数に限りがありますので、事前に電話等でご連絡ください。



【刈払機貸出し件数】

年度	件数
令和7年度	47
令和6年度	50
令和5年度	23

問合せ／環境推進課 環境推進係
048-463-1504

(6) 鳥獣・害虫被害の防止

鳥獣等は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」や「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」等により、むやみに捕獲や駆除することができないものや、駆除が可能となっているものなどが定められています。このため、市民から寄せられた相談については、現地の状況や相談内容によって多様な対応が求められています。

また、公共施設や市の管理する樹木に発生する害虫に対しては、環境への影響を考慮し、枝の剪定や必要最小限の弱毒性殺虫剤の散布等の方法により駆除をすることとしています。

【鳥獣・害虫相談件数】

年度	カラス	ハト	ムクドリ	ヒヨ	ハクビシ	アライグマ	犬	猫	その他	合計
令和7年度	9	14	1	5	14	34	15	34	66	192
令和6年度	11	18	4	3	7	41	7	37	67	195
令和5年度	13	22	5	1	12	43	20	31	66	213

※ その他は、蚊、ユスリカ、毛虫、クモ、カメ、ツバメ等

○ スズメバチの巣の駆除

市では、平成30年度から、人に危害を及ぼす恐れのあるスズメバチの巣の駆除を始めました。

年度	駆除件数（件）
令和7年度	35
令和6年度	23
令和5年度	37

巣を作るスズメバチ⇒
(マーブル模様が特徴)



【ハチの巣の相談・駆除件数】

年度	スズメバチ	アシナガバチ	ツチバチ ミツバチ	その他 (不明)	総計
令和7年度	118	32	8	15	173
令和6年度	87	33	7	14	141
令和5年度	91	57	8	25	181

民地のスズメバチ以外のハチの巣の駆除については専門の業者「埼玉県ペストコントロール協会」（次ページ参照）を紹介することとしています。

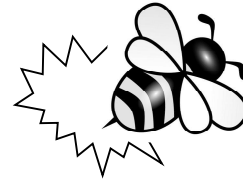
ハチにご注意ください！

春先から夏にかけて、ハチの行動が活発になり、秋口には攻撃性が高まります。

巣を発見した場合は、近づきすぎたり、振動を与えたりして、巣にいる蜂を刺激しないようにしましょう。また、スズメバチと遭遇したら、白いタオルなどで頭を覆い、落ち着いてその場から離れましょう。（※スズメバチは、人間やクマなど天敵の弱点である頭部など、黒色の部分を狙う習性があります。）

万が一刺されてしまった場合には、すぐに患部を水で洗い流した後、保冷材等で冷やしてください。強いアレルギー反応を起こすことがあるので、早めに医師の診察を受けましょう。

《ハチの巣の出来やすい場所》



《ハチの巣の防止策！》

巣の出来やすい場所に、あらかじめ殺虫剤などを吹きかけておくと効果があると言われています。（殺虫剤等をかけて問題ない場所か確かめてから行ってください。）

《ハチの相談窓口》

（公社）日本ペストコントロール協会の構成団体「埼玉県ペストコントロール協会」
（電話：048-854-2890）で害虫駆除についての無料相談を実施しています。また、企業やマンション・アパート、駐車場の敷地内などについては、管理会社等に対応をご相談ください。

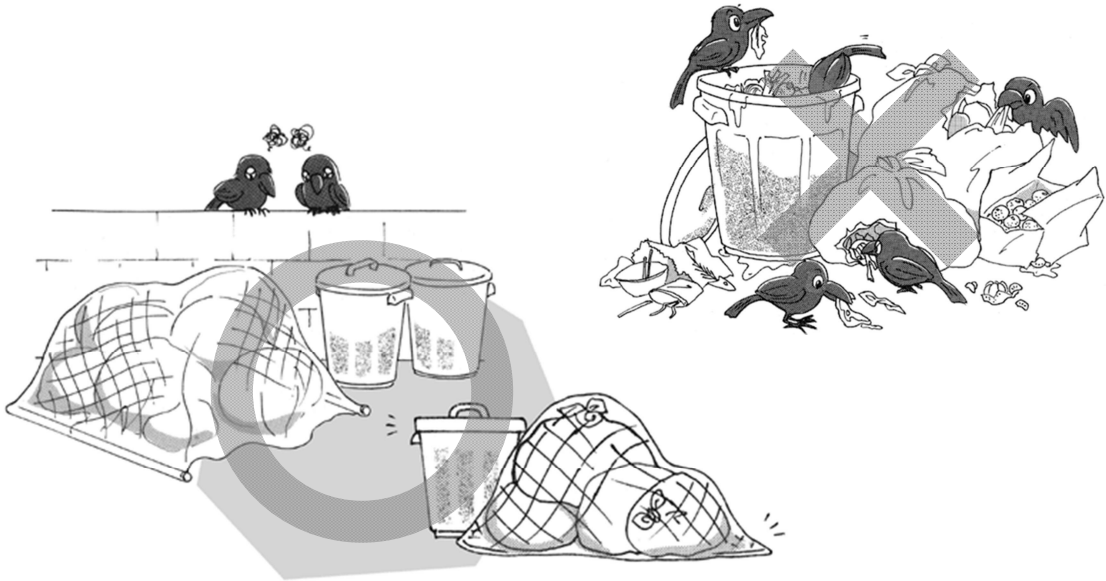
カラスの被害を防ぐために

毎年、春から夏にかけて、「カラスに襲われる」などの相談が多く寄せられます。この時期は、カラスは繁殖期を迎え、巣やひなに近づいた人間を威嚇することがありますので、気をつけましょう。

《カラスを寄せつけない、巣を作りにくくする対策》

①ごみの出し方に注意する。

- ・ 収集日当日の決められた時間内にごみを出す。
- ・ 生ごみをごみ袋の奥に入れ、きちんと閉じ、外から見えないように工夫をする。
- ・ クリーンネット（資源リサイクル課で貸出）で、ごみのはみ出さないようにする。



②食料を与えない

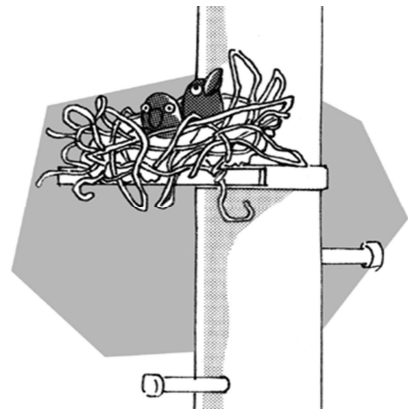
- ・ 庭やバルコニーに置くペットの餌を取られないように注意する。（すきを狙って、カラスが横取りします！）

③巣材を与えない

- ・ 針金ハンガーは出しっぱなしにしない。（鉄塔や電柱に巣が出来ると、停電などの原因になります。）

④巣を作る場所をなくす

- ・ 庭木の二股、三股になっている枝木をせん定する。



《巣を発見した時の対策》

- ・ カラスが警戒する行動を見せたら、巣やひなから離れましょう。
- ・ やむを得ず通る場合は帽子や傘で頭を守りましょう。
- ・ 卵を産む前に取り払う。樹木に作られている場合は枝ごと落とす。

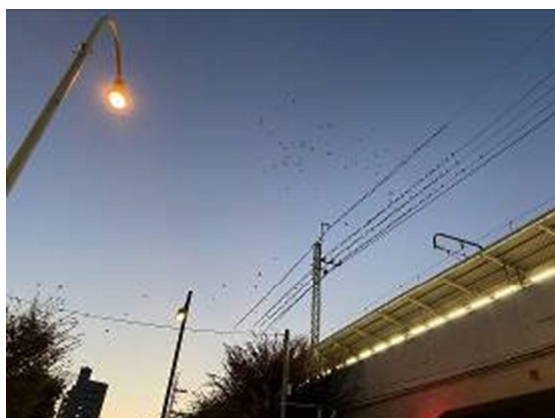


- ・ なお、カラスに限らず、卵やひなのいる巣は、鳥獣保護法により、むやみに壊すことは禁止されています！！

○ 駅周辺のムクドリ対策について

近年、7月～8月頃をピークに繁殖期を終えたムクドリが、朝霞台駅・北朝霞駅や朝霞駅周辺に数千羽と集まるため、糞害や鳴き声などの被害で悩まされており、樹木の剪定や忌避音（ムクドリが天敵に追われている時の鳴き声）などによる追い払いで対応しておりました。

令和2年度からは新たなムクドリ対策として、鷹匠による追い払いを実施し、駅周辺の環境改善に努めています。令和7年度はムクドリが駅周辺に飛来せず、鳴き声や糞などの被害が確認できなかったため、鷹匠による追い払いは実施しませんでした。



△北朝霞駅周辺に集まるムクドリ

年度	実施回数（実施日）
令和7年度	未実施（ムクドリの飛来がなかったため）
令和6年度	2回（7月10日、11月12日）
令和5年度	2回（7月18日、11月22日）

環境目標3 脱炭素・循環型社会の推進



限りある資源を大切にし、環境に負担をかけないまち

3-1 クリーンなエネルギーをつくる

1 再生可能エネルギーの普及促進

【創エネ・省エネ設備設置費補助】

市では、環境に配慮した創エネ・省エネ設備の普及を促進することにより、温室効果ガスの排出の抑制と雨水の有効活用および河川への流出抑制を図るため、省エネ・省エネ設備（太陽光発電システム・家庭用燃料電池・定置用リチウムイオン蓄電池・雨水貯留槽、HEMS、V2H）の設置費用の一部を補助しています。

※雨水貯留槽に関しては、 ページに掲載しています。



(1) 住宅用太陽光発電設備設置の推進

創エネ・省エネ設備設置費補助金ホームページ

市では、平成13年度から「住宅用太陽光発電システム」の設置に対し設置費の一部を補助し、環境への負荷の少ないクリーンエネルギー導入の促進を図っています。

補助制度開始当初から令和7年度までに計1,093件の補助を行いました。

【住宅用太陽光発電システム設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	最大出力合計 値
令和7年度	出力1kW当り 3.5万円 ※限度額：戸建 10万円 組合 50万円	26件	2,420,000円	111.01kW
令和6年度	出力1kW当り 3.5万円 ※限度額：戸建 10万円 組合 50万円	27件	2,536,000円	93.65kW
令和5年度	出力1kW当り 3.5万円 ※限度額：戸建 10万円 組合 50万円	25件	2,454,000円	90.44kW

【発電量推計値によるCO₂削減量】

年度	最大出力合計値 (kW)	年間発電量推計値 (kWh)	1年間のCO ₂ 削減量 (t-CO ₂)
令和7年度	111.01	133,212	60.21
令和6年度	93.65	112,380	48.44
令和5年度	90.44	108,528	49.60
平成13～ 令和7年度 までの累計	4,201.43	5,041,716	2,727.26

※樹齢50年の杉の木1本で、年間約14kg-CO₂の二酸化炭素を吸収しています。

○ 家庭用燃料電池（エネファーム）設置の推進

市では、平成30年度から「家庭用燃料電池（エネファーム）」の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

【家庭用燃料電池（エネファーム）設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	最大出力合計値
令和7年度	一律5万円	0件	0円	0kW
令和6年度	一律5万円	1件	50,000円	0.7kW
令和5年度	一律5万円	0件	0円	0kW

○ 定置用リチウムイオン蓄電池設置の推進

市では、平成30年度から「定置用リチウムイオン蓄電池」の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

補助制度開始当初から令和7年度までに計225件の補助を行いました。

【定置用リチウムイオン蓄電池設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件 数	補助金 交付総額	最大容量合計値
令和7年度	一律10万円	36件	3,600,000円	325.3 kWh
令和6年度	一律10万円	30件	3,000,000円	233.9 kWh
令和5年度	一律10万円	34件	3,400,000円	240.5 kWh

○ HEMS設置の推進

市では、令和5年度から「HEMS」（ホームエネルギーマネジメントシステム）の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

【HEMS 設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額
令和7年度	一律1万円	6件	60,000円
令和6年度	一律1万円	7件	70,000円
令和5年度	一律1万円	4件	40,000円

○ V2H設置の推進

市では、令和5年度から「V2H」（ビークル・トゥ・ホーム）の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

【V2H 設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額
令和7年度	一律10万円	1件	100,000円
令和6年度	一律10万円	3件	300,000円
令和5年度	一律10万円	2件	200,000円

2 公共施設への再生可能エネルギーの導入促進

（1） 公共施設の太陽光発電等の導入

3-2 省エネルギー・省資源をすすめる

1 環境に配慮した行動の推進

(1) エコライフ・省エネルギーの普及・促進

① 省エネ・省資源行動の普及促進

市では、脱炭素社会の実現に向け、国が取り組んでいる「デコ活」や、埼玉県の「エコライフ DAY & WEEK」の実施等を、広報あさかや SNS による周知啓発で、市民、事業者の省エネ・省資源につながる環境配慮行動を促進します。

「デコ活」等の周知啓発を推進していきます。

「デコ活」とは、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む”デコ”と活動・生活を意味する“活”を組み合わせた新しい言葉です。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動です



 クールビズ、 ウォームビズ を推進します。	 「統一省エネルギーラベルの星の多い家電への買換え」や「LED照明への買換え」を促進します。	 「移動」を「エコ」に。 公共交通機関の利用、自転車の利用を促進します。エコドライブを推進します。	 「地球」にやさしいエコカーの普及を促進します。	 住宅の省エネ・脱炭素化推進のため、高断熱・省エネ住宅への買換えや省エネリフォームの普及を促進します。
--	--	--	---	---

(資料：環境省ホームページ)

また、市役所の取組み職員一人ひとりが環境に配慮した暮らし方に取り組むエコライフ DAY & WEEK を夏、冬に実施し、CO₂削減量効果を確認するエコライフチェックを行いました。この結果、令和7年度は、夏冬合わせて31.9t（エコライフ DAY 6.9t、エコライフ WEEK 25.0t）のCO₂を削減することができました。

年度	エコライフ DAY & WEEK チェックシート 回収率
令和7年度	88.0%
令和6年度	91.5%
令和5年度	91.3%

② 地域リサイクル活動の推進

③ 建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅

(2) 地球温暖化対策実行計画の推進

① 朝霞市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進

近年の地球温暖化対策としては、その進行を抑制することを目的として、温室効果ガス排出量を削減するための緩和策に取り組むことが重要であるとともに、世界各国で発生している気候変動が一因と考えられる異常気象を踏まえ、気候変動による被害の防止・軽減を図ることを目的とした適応策が求められています。

日本では、令和2年10月、地球温暖化対策における新しい長期目標となる「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。また、令和3年4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減（平成25年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。さらに、令和7年2月に、2035年度、2040年度に温室効果ガス削減60%、73%（平成25年度比）の目標を新たに掲げました。

本市においても市域全体の温室効果ガス排出量を削減するため、令和4年3月に第3次朝霞市環境基本計画に内包する「朝霞市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画期間及び削減目標】

計画期間	削減目標
令和4年度～令和12年度 (9年間)	温室効果ガスの総排出量を、平成25年度を基準として 46%削減

【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の実績値】

項 目	排出量 千 t-CO ₂	削減量 (基準年度比) 千 t-CO ₂	削減率 (基準年度比)
令和5年度	476.5	143.7	23.2%
令和4年度	468.3	151.9	24.5%
平成25年度【基準年度】	620.2	—	—

② 第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成11年4月施行）に基づき、市における温室効果ガスの排出の抑制と安定化に向けた実効性のある具体的な取り組みを着実に実施していくため、「朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。この計画では、市庁舎をはじめとする公共施設において、市の職員が直接実施する事務及び事業のすべてを対象に期間を定めて温室効果ガスの排出量削減目標を定めています。第1次計画では、基準年度（平成12年度排出量）比で1.0%の増加、第2次計画では、基準年度（平成19年度排出量）比で1.09%の増加となりました。第3次計画では、平成25年度を基準として、平成27年度から令和3年度までの7年間で、温室効果ガス総排出量を計7%（年平均1%）削減することを目標としていましたが、基準年度比で1.06%の増加となりました。

第4次計画では、平成25年度を基準として、令和4年度から令和12年度までの9年

間で、温室効果ガス総排出量を計38%以上削減することを目標としています。なお、第4次計画からは、廃棄物の焼却処理等に伴って発生する非エネルギー起源のCO₂も対象となっています。

【第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の計画期間及び削減目標】

計画期間	削減目標
令和4年度～令和12年度 (9年間)	温室効果ガスの総排出量を、平成25年度を基準として 38%以上削減

【第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の削減目標値】

項 目	平成25年度 排出量の実績値 【基準年度】 t-CO ₂	令和12年度 排出量の目標値 【目標年度】 t-CO ₂	令和12年度 削減目標値 t-CO ₂
温室効果ガス 【CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC】	16,879	8,271	8,608 (51%)
温室効果ガス 【非エネルギー起源 CO ₂ 】	9,615	8,173	1,442 (15%)
合計	26,494	16,444	10,050 (38%)

【第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の実績値】

年度	エネルギー起源		非エネルギー起源		計	
	排出量 t-CO ₂	削減率 (%)	排出量 t-CO ₂	削減率 (%)	排出量 t-CO ₂	削減率 (%)
令和7年度						
令和6年度	14,807	12.2	10,233	△6.44	25,041	5.5
令和5年度	14,712	12.8	8,581	10.8	23,293	12.1
令和4年度	14,253	15.6	11,057	△15.0	25,310	4.5
平成25年度 【基準年度】	16,879	—	9,615	—	26,494	—

③ ゼロカーボンシティ宣言

第6次朝霞市総合計画の将来像として掲げている「だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち」の貴重な環境を次世代に引き継いでいくため、市民や事業者、行政が一体となり、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「朝霞市ゼロカーボンシティ宣言」を令和8年2月28日にしました。また、宣言に伴い、キックオフイベントとして市長から地球温暖化対策の現状や、ゼロカーボン39（サンキュー）アクションについての説明を行ったほか、市内団体、市内企業との座談会等を行いました。



朝霞市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とされる異常気象などにより、猛暑、集中豪雨、大型台風など自然災害が、私たちの生活にも甚大な影響を及ぼしております。

地球温暖化への対応はもはや先送りのできない喫緊の課題です。

朝霞市は都心に近く交通の利便性に優れると同時に武蔵野の面影を残す斜面林や黒目川など、豊かな水やみどりに恵まれたまちです。

私たちにはこの「だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち」の貴重な環境を次世代に引き継いでいく責任があります。

地球を守ることは「フツウの暮らし」を守ること、一人ひとりが強い使命感を持ち、市民、事業者、行政が一体となって、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことをここに宣言します。

令和8年2月28日

朝霞市長

松下 昌代



④ 温室効果ガスの排出抑制への取り組み

市では、計画に基づき、温室効果ガスの排出量削減目標を達成するため、各種取り組みを主体的かつ積極的に推進し、庁内推進組織の設置や職員に対する研修の実施、地球温暖化に関する情報提供、温室効果ガスの排出量削減目標に対する進捗状況の点検と「広報あさか」及び市ホームページで公表を行っています。

排出を直接抑制するためのおもな取り組み	排出の抑制に配慮したおもな取り組み
・電気使用量の削減 冷暖房の適切な使用、不必要な照明の消灯、その他の節電 ・燃料使用量の削減 公用車の使用の抑制及び適正な運転や管理、公用車の買い換え時の低公害車等の導入	・環境に配慮した物品の購入・紙類の使用量の抑制 ・リサイクルの推進・廃棄物の削減 ・水道水の節約 ・環境に配慮した建設工事の推進 環境配慮型施工方法の採用、建設副産物の抑制対策、再生可能エネルギー及び省エネシステムの推進

⑤ 「埼玉県地球温暖化対策推進条例」への対応

「埼玉県地球温暖化対策推進条例」は、県民、事業者、環境保全団体、行政など各主体が連携しつつ取り組むべき具体的な対策を定め、地域総ぐるみで地球温暖化対策を推進するために平成21年に施行され、事業者単位で合算してエネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上の事業者に対して、報告の作成を義務付け、事業所ごとに削減目標を定めています。

朝霞市では、市、教育委員会、クリーンセンターの3つに分けて報告を行っています。

⑥ 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（省エネ法）等への対応

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」は、エネルギー使用の合理化をより一層推進するために、年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上の特定事業者に対して、エネルギー使用量（エネルギー原単位）の報告及び年間1%以上の削減を求めています。

市、教育委員会が特定事業者となり1,500キロリットルを越えるクリーンセンターがエネルギー管理指定工場等に指定され、国に対し、エネルギー使用量の報告等を行っています。

⑦ 地球温暖化対策等の促進

本市では、市民や事業者が地球温暖化防止に向けた取り組みや活動を行っていただくための啓発や支援等を行っています。

- ・創エネ・省エネ設備設置費補助事業（再掲P48～50、P58）
- ・地域リサイクル活動推進補助事業（再掲P53）

2 水の有効利用

(1) 節水の啓発

(2) 雨水の利用

雨水の再利用を推進するため、平成27年度から住居に設置する雨水利用設備に対して、その費用の一部を補助しています。補助制度開始当初から令和7年度までに計32件の補助をしました。

【雨水貯留槽設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	設置容量 合計値
令和7年度	戸建：購入費用等の1/2（限度額：2万円） 組合：1基あたりの購入費用等の1/2に設置基 数を乗じた額（限度額）10万円	1件	20,000円	150ℓ
令和6年度	戸建：購入費用等の1/2（限度額：2万円） 組合：1基あたりの購入費用等の1/2に設置基 数を乗じた額（限度額）10万円	2件	37,000円	400ℓ
令和5年度	戸建：購入費用等の1/2（限度額：2万円） 組合：1基あたりの購入費用等の1/2に設置基 数を乗じた額（限度額）10万円	1件	6,000円	115ℓ

3-3 地球に負荷の少ないまちをつくる

1 環境に配慮した移動手段の推進

(1) 歩道、自転車利用環境等の充実

- ① 放置自転車対策の推進
- ② 自転車利用環境の整備、交通安全意識の高揚

(2) 次世代自動車の普及促進

電気自動車（EV）用急速充電器をご利用ください！

市では、大気環境の改善や地球温暖化対策の一環として、走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車の普及を推進するため、市役所の駐車場内に電気自動車用の急速充電器を設置しています。

電気自動車用急速充電器（充電カード式）令和4年2月1日～

利用可能日：毎日（年末年始を除く）

利用時間：24時間

利用料：充電カードあり…充電カード発行元が設定する料金

充電カードなし…1回550円（税込み）



【市設置電気自動車（EV）用急速充電器利用状況】

年度	利用可能日数	充電量（kWh）	充電回数	うち一般充電回数
令和7年度	356	12,271.2	1,319	1,290
令和6年度	356	15,159.2	1,684	1,667
令和5年度	360	15,993.6	1,737	1,727

問合せ／環境推進課 環境対策係 048-463-1512

2 コンパクトで利便性の高い生活環境整備

- (1) 広域交通ネットワーク形成
- (2) 公共交通機関の利用環境の充実
 - ① 鉄道利便性向上
 - ② 路線バス、市内循環バスの利便性向上

3-4 資源を大切に、繰り返し使う

1 廃棄物の排出抑制の推進

- (1) 3Rの推進
- (2) 生ごみの減量化
- (3) 食品ロス削減
- (4) 廃棄物処理や資源循環の重要性に関する学習機会の充実
- (5) 事業者に対する適正排出・適正処理の指導

2 資源化の推進

- (1) 地域リサイクル活動の推進（再掲P ）
- (2) 廃棄物の資源化の促進

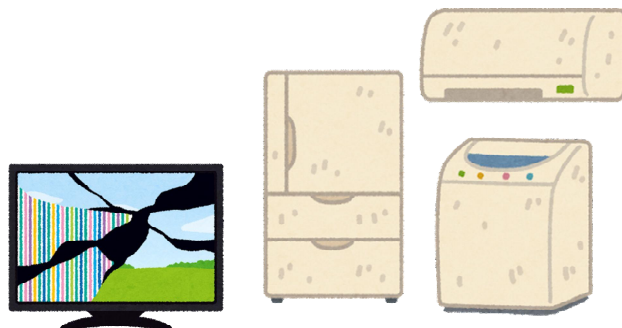
家電リサイクル法対象品目の処分方法

家電リサイクル法で決められた対象機器の「エアコン」、「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」の4品目はメーカー等が回収し再資源化するため、廃棄方法が法律で定められており、粗大ごみとして出すことはできません。また、処分にはメーカーごとに決められたリサイクル料金がかかります。処分方法は以下の3つのいずれかになります。

- ①家電販売店や買い替え店に引取りを依頼する（リサイクル料金と回収を依頼する場合は収集運搬料金がかかります）。
- ②市の許可業者に依頼する（リサイクル料金と収集運搬料金がかかります）。
- ③ご自身で指定引取場所へ持ち込む（リサイクル料金がかかります。お持ち込みされる前に御自身でリサイクル券を準備してください。リサイクル券については、一般社団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センターのホームページをご参照ください）。



一般財団法人家電製品協会
家電リサイクル券センター
ホームページ



3 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 適正処理の推進

3-5 気候の変化に備える

世界の気候変動の影響評価を行う政府間組織「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の報告によると、厳しい地球温暖化対策を最大限実施した場合でも、世界の平均気温は上昇し、今後、気候変動の影響リスクが高くなることが予測されています。

近年、日本では、大型台風の出現頻度やゲリラ豪雨の増加が生じており、その多くは気候変動の影響が指摘されています。これらの影響に備えるための「適応策」を進めることが不可欠となっています。

本市においても、気候変動による影響は、今後も様々な分野で顕在化すると考えられ、真夏日や熱帯夜の増加による熱中症リスクへの対策、大雨に伴う水害への対策、市街地でのヒートアイランド対策など、分野横断的に対策を進めています。

1 気候変動に関する影響の把握と普及啓発

(1) 気候変動に関する影響の把握

水質や動植物のモニタリング調査などにより、気候変動の影響と考えられる変化を把握します。

(2) 適応策に関する普及啓発

地球温暖化は地球全体での平均気温の上昇のみならず、海水の膨張や氷河の融解による海面上昇、大雨や台風の頻発など、様々な気候変動を生じさせつつあると考えられており、猛暑や数十年に一度といわれる大型台風・集中豪雨が発生し深刻な被害をもたらしています。そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策に加え、すでに生じている気候変動の影響を回避・軽減するための対策に取り組む必要があります。なお、気候変動の影響は、地域の特性によって大きく異なるため、地域の実情に応じた施策を計画に基づいて展開することが重要となっていることから、市では、第3次朝霞市環境基本計画に内包する「朝霞市気候変動適応計画」を策定しました。この計画を踏まえ、気候変動の影響や適応の必要性、適応策について、広報やホームページ等により普及啓発を行います。

【朝霞市気候変動適応計画】

計画期間	令和4年度～令和13年度 (10年間)
------	------------------------

2 気候変動への適応策の推進

(1) 農業分野

(2) 水環境・水資源分野

(3) 自然生態系分野

気候変動に伴い様々な外来生物が埼玉県内に定着しています。その中で私たちや日本古来の在来生物に影響を与える生物がいます。例えば、オーストラリア原産のセアカゴケグモのメスは毒を持っていて、咬まれると脱力感、筋肉痛、頭痛などの全身症状が現れることがあるので注意が必要です。また、アジアに広く分布しているクビアカツヤカミキリは桜や桃の木を、中国や朝鮮半島原産のツヤハダゴマダラカミキリはリンゴやナシの木の樹木内部を食

害します。被害が進行すると樹が壊死し、倒木等が生じる危険性があります。市では、外来生物の定着による在来生物への影響を把握するため、市民・市民団体からの情報の収集に努めるとともに、防除等の啓発についてホームページ等を通じて行っています。

(4) 自然災害分野

台風や大雨による浸水被害を受けたときの消毒

台風や大雨による浸水によって、泥などの汚れが臭いものになる可能性があります。そこで、被害を受けたときは、できる限り泥を洗い流し、よく乾燥させることが大切です。

通常は、洗浄と乾燥で十分ですが、汚水が混入した場合などは、感染症予防のため消毒を行いましょう。なお、泥などの汚れが残ったままでは、消毒薬の効果が期待できなくなりますので、消毒の前に洗浄と乾燥をしっかり行うのが大切です。



《家の中の消毒》

消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム0.02パーセント溶液）にタオルやふきんを浸し、軽くしぼったもので拭いて消毒をします。次亜塩素酸ナトリウムは、漂白作用があるので、色落ちしては困る場所は避け、金属やゴムについては仕上げに水拭きをします。次亜塩素酸ナトリウム溶液は、家庭用の漂白剤でも同様の効果があります。製品によって濃度が異なりますので、水で薄める時は製品の使用方法を確認してください。

《家まわりの消毒》

家のまわり（屋外）を消毒するときには、クレゾールをまく方法がありますが、この薬品は臭いが強いので使用には気をつけましょう。クレゾールは、薬局等でお買い求めの上、使用上の注意をよく確認してください。

手洗いを忘れずに！！

洗浄と乾燥、消毒をしたら、ご自身の感染症予防のために、必ず石けんなどで手を洗いましょう。

- ◎ ご自身で消毒することが困難な場合、状況によっては市職員を派遣し消毒いたします。

問合せ：環境推進課 048-463-1504



【市が実施した消毒件数】

年度	内訳	合計件数
令和 7 年度	集中豪雨 2 件 (R7.8.8)	2 件
令和 6 年度	集中豪雨 486 件 (R6.7.7 ほか)	486 件
令和 5 年度	集中豪雨 40 件 (R5.6.3)	40 件

(5) 健康分野

気温が高くなり光化学スモッグ注意報が発令された時は、所管施設への情報提供を行っているほか、X（旧：ツイッター）や防災行政無線により迅速な周知を図ります。また、光化学スモッグが発生しやすい時期になる前に、広報あさかで市民に対し、光化学スモッグについての注意喚起の啓発に努めます。

(6) 市民生活・都市生活分野（ヒートアイランド対策等）

地球温暖化の影響により、気候の変化が大きくなっております。地球温暖化対策として過度な冷暖房に頼らず快適に過ごせる軽装や取り組みを促すライフスタイル「クールビズ（COOL BIZ）」や「ウォームビズ（WARM BIZ）」に取り組んでいただくよう周知を行います。